



※ 1月31日までに申告したものであっても、その年の1月2日から翌年1月1日時点までに状況変更した(する)場合、住宅特例の適用・変更時期は翌々年度課税分からとなります。

※ 2月1日から3月31日までに申告された場合、その年の1月1日時点で状況が変更した場合であっても、住宅特例の適用・変更時期は翌々年度課税分からとなります。